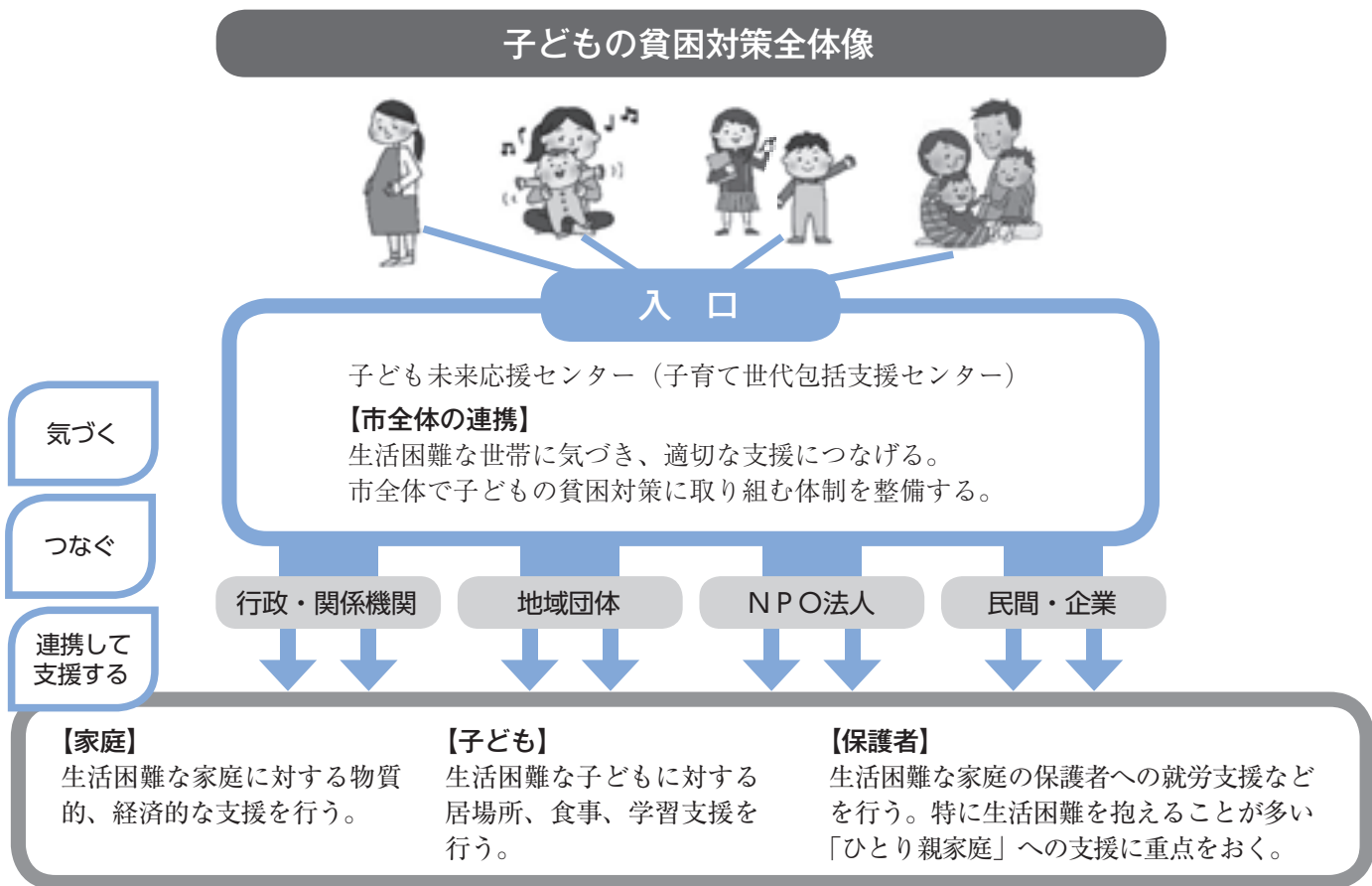


# 富士見市子どもの貧困対策整備計画を策定しました

問合せ／子育て支援課 ☎204

## 子どもの貧困対策全体像



市では、すべての子どもが、それぞれの夢と希望を持って成長していくことができるよう、実効性の高い施策・支援が確実に届くための整備計画を策定しました。



### 「子どもの貧困対策」とは

**国の取組み**  
近年、日本の子どもの6人に1人は相対的な貧困状態にあるという状況が報告され、国際的に見てもその割合は非常に高く、社会問題となっています。  
この状況を受け、子どもの貧困対策を総合的に推進する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平

成25年に成立し、子供の未来応援国民運動が開始しました。  
**市の取組み**  
平成28年度に「子どものいる世帯の状況調査」などを行い、生活が困難であることが予測される子どもや家庭の状況が明らかになりました。  
そこで、20歳代前半までの、現在生活困難と推測される子どもおよびその保護者や、将来困難を抱えやすい状況にある子どもおよびその保護者を対象に、平成29年度から平成33年度までの5か年計画を策定しました。この貧困対策を進めるうえで留意する視点は次のとおりです。  
①貧困の連鎖を断ち切る視点  
②地域との協働の視点  
③全庁的に取り組む視点

## 具体的な取組み（一部抜粋）

**市全体で子どもの貧困対策に取り組む体制の構築**

今回実施した調査結果などから、富士見市における生活困難な子育て家庭の状況が明らかになりました。生活困難な家庭への支援は、普段からの「気づき」「つなぎ」が重要です。

- 子ども未来応援センター（子育て世代包括支援センター）の設置
- 子ども未来コーディネーターの配置
- 子ども未来応援ネットワーク会議の設置
- 子ども未来応援基金の創設

**生活困難な家庭への生活支援**

生活困難な状況の子どもを支援するためには、まず基盤となる家庭が安定していることが必要です。生活困難層では、経済的に困難を抱えており、それらの家庭に対する生活支援が必要です。

- 空き家の利活用
- 生活支援物資供給センターの設置

**生活困難な家庭の子どもへの支援**

生活困難を抱える家庭の子どもは、食事などの生活面や学習環境など、さまざまな面で厳しい状況に置かれることもあり、支援が必要です。

- 子どもの居場所となる場所の確保・支援
- 若者の居場所・就労支援
- 子ども食堂を行う団体への支援
- 学習支援を行う団体への支援
- 生活困窮者世帯に対する学習支援事業
- 家庭学習応援事業

**生活困難な家庭の保護者への支援**

生活困難を抱える家庭の保護者は、仕事や生活のうえでの課題を多く抱えており、精神的なフォローも含めた支援が必要です。

- ひとり親家庭自立支援員の配置
- ひとり親家庭への交流機会の創設
- ひとり親家庭子育て支援助成金
- 就労に向けた資格取得支援

**整備計画の基本理念**

富士見市に住むすべての子どもが、夢に向かってチャレンジできるように支援を行い、貧困の連鎖を断ち切ります。

**「子どもの貧困」とは**  
この計画での「貧困」とは、その人が住んでいる社会、時代において、一般的に行われている通常の習慣や行為が行えない状態である「相対的貧困」のことを指しています。市ではこの「相対的貧困」を、調査結果から本市での「生活困難層」として定義しました。  
この調査における生活困難層の割合は、0～22歳の子どもがいる一般世帯で4%、0～22歳の子どもがいる公的援助などを受けている世帯で36.4%となっています。  
※「生活困難層」の定義は、アンケート調査の中で答えていただいた、年収や、家族が必要とする食料や衣料が買えない経験があったかどうかなどから、国の基準を参考に行いました。この結果は市すべての状況ではなく、あくまで本調査における一部の結果であり、本市における傾向ととらえます。

## 絶対的貧困と相対的貧困

**絶対的貧困**

- ご飯が食べられない
- 雨風が防げる場所がない
- 寒さをしのぐ服がない
- 義務教育が受けられない

**現代の日本における相対的貧困**

- 給食しか食べられない
- 勉強できるスペースが家がない
- 卒業式に着て行く服がない
- 高等教育が受けられない